

日本鍼灸師会会員の皆さまへ

責任開始期
(加入日)

2024年11月1日

8/26
(月)
申込締切

日鍼会保障プラン



大樹生命コールセンター



0120-344-338

受付時間：9:00~17:00（土日・祝日・年末年始を除く）

- ※お問い合わせの際には、団体名「日本鍼灸師会」をお申し出ください。
- ※ご家族からいただくご照会内容によっては、個人情報保護の観点からご回答を制限させていただきますことがございます。
- ※手術給付金に関しましては「正式な手術名」を事前にご確認のうえ、お問い合わせください。

保険加入に際しましては、ライフプランや公的保険制度等もふまえ、ご自身の抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性をご理解いただきご検討ください。

金融庁の
公的保険ポータルはこちら



新規加入・増額のご案内

「基本保障」 <災害保障特約付こども災害保障特約付こども特約付団体定期保険>

- あなたに万一のことがあった場合に、遺族生活費・こどもの養育費・葬儀代などを保障するための制度です。
- 不慮の事故による入院保障も付いています。

+

「医療保障特約」 <無配当医療保障保険（団体型）>

- 病気やケガによる入院・所定の手術を保障する制度です。
- 所定の生活習慣病・ガン・女性疾病による入院・手術の上乗せ保障、所定の三大疾病や要介護状態の一時金保障も追加できます。

ご意向（ニーズ）確認のお願い

団体定期保険は死亡または所定の高度障害状態になった場合の保障を、無配当医療保障保険（団体型）は病気やケガによる所定の入院等の保障を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、当パンフレット（「特に重要なお知らせ」を含みます。）に記載されているこれらの保険商品の保障内容等（主に以下の内容）について申込者さま全員（配偶者・子ども含む）のご意向（ニーズ）に合致しているかをご確認のうえ、お申し込みください。

- 保障内容（目的とする支払・給付事由が含まれていますか）
- 掛金（掛金（保険料）の水準、払込方法、払込期間はニーズに合致していますか）
- 保障額（保険金額・給付金額は必要な金額となっていますか）
- 保険期間（目的とする期間の保障となっていますか）
- 配当金（無配当医療保障保険（団体型）は配当金のない商品です。ニーズに合致していますか）

申込方法 ●加入申込書、預金口座振替依頼書にご記入・ご押印のうえ、日鍼会事務局へご返送ください。
※前年度と同じ内容で継続される場合は提出不要です。（自動更新）

公益社団法人 日本鍼灸師会 組織委員会

〒170-0005 豊島区南大塚 3-44-14 2階 TEL:03-5944-5089

団体番号：0393347・3004244

日鍼会保障プランがカバーする保障範囲

<イメージ図>

		ガン	心疾患	脳血管疾患	糖尿病	高血圧性疾患	女性疾病	その他疾病	ケガ
基本保障		死亡・所定の高度障害および不慮の事故による身体障害・入院を保障							
医療保障特約 (基本プラン)		すべての病気・ケガによる入院・所定の手術を保障							
生活習慣病入院保障 (上乗せAプラン)		所定の生活習慣病*1による入院・所定の手術を保障							
ガン・女性疾病入院保障 (上乗せBプラン)	男性	所定のガンによる入院・所定の手術を保障							
	女性	所定の女性疾病*2による入院・所定の手術を保障							
三大疾病一時金保障 (Cプラン)		所定の三大疾病と診断されたとき*3に一時金をお支払い							
介護状態一時金保障 (Dプラン)		所定の要介護状態になったときを保障							

*1 所定の生活習慣病とは、ガン・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患をいいます。

*2 所定の女性疾病とはガン・女性特有の疾病をいいます。

*3 所定の三大疾病（ガン・急性心筋梗塞・脳卒中）と診断され、所定の状態となった場合にお支払いします。

保険金・給付金をお支払いする場合、お支払いできない場合については、「特に重要なお知らせ（契約概要）」および「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」をご確認ください。

モデル加入例

※記載の掛金（保険料）は概算です。また、年齢・性別によって異なります。

※医療保障特約に加入する場合は基本保障への加入が必要です。

31歳（男性）

《基本保障》	500万円	: 10,775円
《医療保障特約》		
基本プラン	3口（3,000円）	: 4,482円
ガン・女性疾病入院保障	3口（3,000円）	: 210円

合計半年払掛金（保険料）：**15,467円**

31歳（女性）

《基本保障》	300万円	: 5,598円
《医療保障特約》		
基本プラン	3口（3,000円）	: 4,482円
ガン・女性疾病入院保障	3口（3,000円）	: 2,241円

合計半年払掛金（保険料）：**12,321円**

43歳（男性）

《基本保障》	300万円	: 7,683円
《医療保障特約》		
基本プラン	3口（3,000円）	: 4,851円
生活習慣病入院保障	3口（3,000円）	: 987円
三大疾病一時金保障	1口（100万円）	: 3,120円

合計半年払掛金（保険料）：**16,641円**

43歳（女性）

《基本保障》	200万円	: 4,486円
《医療保障特約》		
基本プラン	3口（3,000円）	: 4,851円
ガン・女性疾病入院保障	3口（3,000円）	: 2,100円
三大疾病一時金保障	1口（100万円）	: 3,120円

合計半年払掛金（保険料）：**14,557円**

基本保障

<災害保障特約付こども災害保障特約付こども特約付団体定期保険>

制度の特徴

特徴
1

年1回の配当金があります。

1年ごとに収支計算を行い、剰余金があれば配当金をお支払いします。

※配当金は、ご加入者数、加入率、支払保険金・給付金額の多少、引受保険会社の決算等により毎年変動しますので、将来のお支払いをお約束するものではありません。

特徴
2

配偶者・こどもも加入できます。

本人の加入が前提です。

特徴
3

医師の診査はなく、簡単な告知でお申し込み手続きができます。

健康状態によっては加入いただけない場合があります。

保障内容

※保険金・給付金をお支払いする場合、お支払いできない場合については、「特に重要なお知らせ（契約概要）団体定期保険」および「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」をご確認ください。

区分	保障内容 保険金額	病気による 死亡・高度障害	不慮の事故による 死亡または所定の 感染症による死亡	不慮の事故による		
		死亡保険金・ 高度障害保険金	死亡保険金 + 災害保険金	高度障害 + 障害給付金 (第1級)	身体障害 障害給付金 (第2級～第6級)	入院（5日以上） 入院給付金 (1日につき)
本人 配偶者 こども	1,000 万円	1,000 万円	2,000 万円	2,000 万円	700万円～ 100万円	15,000 円
	900 万円	900 万円	1,800 万円	1,800 万円	630万円～ 90万円	13,500 円
	800 万円	800 万円	1,600 万円	1,600 万円	560万円～ 80万円	12,000 円
	700 万円	700 万円	1,400 万円	1,400 万円	490万円～ 70万円	10,500 円
	600 万円	600 万円	1,200 万円	1,200 万円	420万円～ 60万円	9,000 円
	500 万円	500 万円	1,000 万円	1,000 万円	350万円～ 50万円	7,500 円
	400 万円	400 万円	800 万円	800 万円	280万円～ 40万円	6,000 円
	300 万円	300 万円	600 万円	600 万円	210万円～ 30万円	4,500 円
	200 万円	200 万円	400 万円	400 万円	140万円～ 20万円	3,000 円
	100 万円	100 万円	200 万円	200 万円	70万円～ 10万円	1,500 円
50 万円	50 万円	100 万円	100 万円	35万円～ 5万円	750 円	



保険金額と半年払掛金（概算）

（単位：円）

保険年齢	生年月日	性別	保険金額											
			本人（50万円～1,000万円）											
			配偶者（50万円～800万円）										900	1,000
			50	100	200	300	400	500	600	700	800			
15～35歳	H1.5.2 ～H21.11.1	男	1,078	2,155	4,310	6,465	8,620	10,775	12,930	15,085	17,240	19,395	21,550	
		女	934	1,866	3,732	5,598	7,464	9,330	11,196	13,062	14,928	16,794	18,660	
36～40歳	S59.5.2 ～H1.5.1	男	1,154	2,308	4,616	6,924	9,232	11,540	13,848	16,156	18,464	20,772	23,080	
		女	1,054	2,107	4,214	6,321	8,428	10,535	12,642	14,749	16,856	18,963	21,070	
41～45歳	S54.5.2 ～S59.5.1	男	1,281	2,561	5,122	7,683	10,244	12,805	15,366	17,927	20,488	23,049	25,610	
		女	1,122	2,243	4,486	6,729	8,972	11,215	13,458	15,701	17,944	20,187	22,430	
46～50歳	S49.5.2 ～S54.5.1	男	2,188	4,375	8,750	13,125	17,500	21,875	26,250	30,625	35,000	39,375	43,750	
		女	2,059	4,116	8,232	12,348	16,464	20,580	24,696	28,812	32,928	37,044	41,160	
51～55歳	S44.5.2 ～S49.5.1	男	2,345	4,690	9,380	14,070	18,760	23,450	28,140	32,830	37,520	42,210	46,900	
		女	2,150	4,298	8,596	12,894	17,192	21,490	25,788	30,086	34,384	38,682	42,980	
56～60歳	S39.5.2 ～S44.5.1	男	2,569	5,137	10,274	15,411	20,548	25,685	30,822	35,959	41,096	46,233	51,370	
		女	2,244	4,486	8,972	13,458	17,944	22,430	26,916	31,402	35,888	40,374	44,860	
61～65歳	S34.5.2 ～S39.5.1	男	2,954	5,907	11,814	17,721	23,628	29,535	35,442	41,349	47,256	53,163	59,070	
		女	2,389	4,777	9,554	14,331	19,108	23,885	28,662	33,439	38,216	42,993	47,770	
66～70歳	S29.5.2 ～S34.5.1	男	3,490	6,980	13,960	20,940	27,920	34,900	41,880	48,860	55,840	62,820	69,800	
		女	2,595	5,189	10,378	15,567	20,756	25,945	31,134	36,323	41,512	46,701	51,890	
71歳	S28.5.2 ～S29.5.1	男	3,999	7,997	加入できません。									
		女	2,855	5,709										
72歳	S27.5.2 ～S28.5.1	男	4,228	8,456										
		女	2,976	5,950										
73歳	S26.5.2 ～S27.5.1	男	4,494	8,988										
		女	3,117	6,232										
74歳	S25.5.2 ～S26.5.1	男	4,803	9,605										
		女	3,273	6,544										
75歳	S24.5.2 ～S25.5.1	男	5,168	10,335										
		女	3,442	6,882										
子ども 3～22歳	H14.5.2 ～R4.5.1	共通	645	1,290	2,580	3,870	5,160							

※記載の掛金は概算掛金であり、正規掛金は申込締切後算出し、初回掛金より適用します。ただし、こどもの掛金は確定しています。

※掛金には、災害保障特約の保険料（保険金100万円につき男性906円、女性817円、こども880円）および本人・配偶者は制度運営費（保険金100万円につき150円）が含まれています。

※制度運営費とは、公益社団法人日本鍼灸師会組織委員会が、この制度の運営に際して要する費用です。



制度の特徴

特徴
1

お手頃な保険料で1泊2日の入院から保障します。

無配当かつ、団体保険としての割引が適用されたお手頃な保険料で、短期の入院も保障します。

特徴
2

手術の保障もあります。

所定の手術を受けたとき、入院の有無にかかわらず手術給付金を受け取れます。

特徴
3

医療費が気になる生活習慣病などに備えるオプションもあります。

二ーズにあわせて上乗せして加入いただけます。

特徴
4

医師の診査はなく、簡単な告知でお申し込み手続きができます。

(健康状態によっては加入いただけない場合があります。)

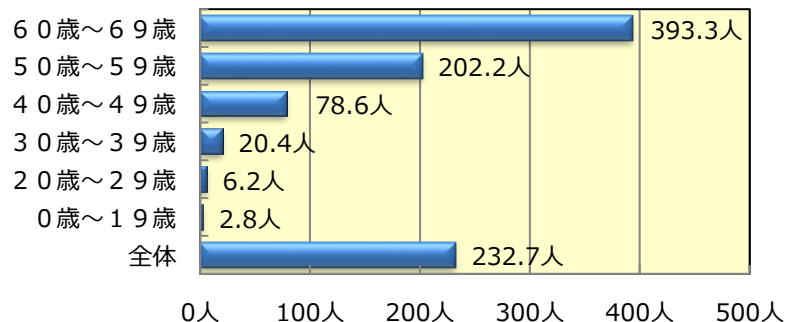
特徴
5

保険料は介護医療保険料控除が受けられます。

保険料は所得控除の対象となります。(所得税法第76条)

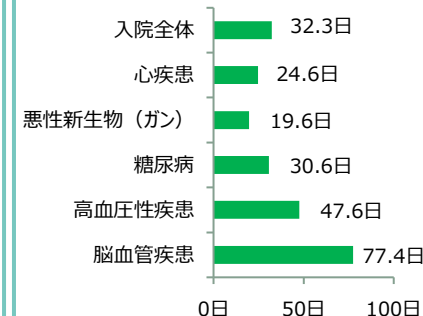
生活習慣病に関する統計データ

① 生活習慣病延べ患者数(人口1,000人あたり)



「厚生労働省 令和2年(2020) 患者調査、
総務省統計局 2020年10月1日現在人口推計」より集計

② 退院患者の平均在院日数(主な生活習慣病の場合)



厚生労働省「令和2年(2020) 患者調査」

- ① 生活習慣病は、年齢が高くなるほど患者数が増えます。
- ② 生活習慣病での入院は、その他の入院よりも入院期間が長くなる場合があります。

<ご参考> 退会等の終身保障への移行について

- 退会等*による制度脱退時に、保険期間が終身の終身医療保障プランへ無診査・無告知で移行することができます。

※医療保障特約に2年超、継続加入されている等所定の条件があります。詳細は対象者あて別途ご案内します。
※移行後の商品および取扱内容は、移行時に決まります。 ※移行後の商品は、大樹生命の個人保険商品です。
※移行には、医療保障特約に基本プラン3口(入院給付金日額3,000円)以上でのご加入が必要です。

<<イメージ図>>



△退会等

*退会等とは、退会や継続年齢満了(更新時74歳6か月超)による制度脱退を指します。

保障内容

①基本プラン

こんなときに保障します		病気やケガによる	
		1泊2日以上入院 (1日あたり)	手術 (1回につき)
対象	口数	入院給付金日額	手術給付金
本人	配偶者も	1口	1,000円 4・2・1万円
		2口	2,000円 8・4・2万円
		3口	3,000円 12・6・3万円
		4口	4,000円 16・8・4万円
		5口	5,000円 20・10・5万円



支払事由の詳細は〔別表〕【お支払い内容の詳細】をご確認ください。
給付金をお支払いできない場合があります。詳細は「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」をご確認ください。

②上乗せ入院オプション保障 基本プランに上乗せ!

生活習慣病入院保障 (上乗せAプラン)

こんなときに保障します		所定の生活習慣病*1による	
		1泊2日以上入院 (1日あたり)	手術 (1回につき)
対象	口数	生活習慣病 入院給付金日額	生活習慣病 手術給付金
本人	配偶者	1口	1,000円 4・2・1万円
		2口	2,000円 8・4・2万円
		3口	3,000円 12・6・3万円
		4口	4,000円 16・8・4万円
		5口	5,000円 20・10・5万円

ガン・女性疾病入院保障 (上乗せBプラン)

こんなときに保障します		<男性> 所定のガンによる		<女性> 所定の女性疾病*2による	
		1泊2日以上入院 (1日あたり)	手術 (1回につき)	1泊2日以上入院 (1日あたり)	手術 (1回につき)
対象	口数	ガン 入院給付金日額	ガン 手術給付金	女性疾病 入院給付金日額	女性疾病 手術給付金
本人	配偶者	1口	1,000円 4・2・1万円	1口	1,000円 4・2・1万円
		2口	2,000円 8・4・2万円	2口	2,000円 8・4・2万円
		3口	3,000円 12・6・3万円	3口	3,000円 12・6・3万円
		4口	4,000円 16・8・4万円	4口	4,000円 16・8・4万円
		5口	5,000円 20・10・5万円	5口	5,000円 20・10・5万円

③一時金オプション保障 基本プランに追加!

三大疾病一時金保障 (Cプラン)

こんなときに保障します		所定の三大疾病と 診断されたとき*3
		一時金
対象	口数	三大疾病診断給付金
本人 配偶者	1口	100万円

介護状態一時金保障 (Dプラン)

こんなときに保障します		所定の要介護状態 になったとき
		一時金
対象	口数	介護給付金
本人 配偶者	1口	100万円



まずは、
基本プランに加入しましょう。
オプションも選べばバッチリね。



- ※②上乗せ入院オプション保障、③一時金オプション保障の加入は、①基本プランの加入が条件です。
- ※②上乗せ入院オプション保障（上乗せA・Bプラン）は①基本プランの口数以下で加入してください。
- ※各手術給付金は、手術の種類に応じて1回につき、各入院給付金日額の40・20・10倍をお支払いします。
- *1 所定の生活習慣病とは、ガン・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患をいいます。
- *2 所定の女性疾病とは、ガン・女性特有の疾病をいいます。
- *3 所定の三大疾病（ガン・急性心筋梗塞・脳卒中）と診断され、所定の状態となった場合にお支払いします。

半年払保険料（概算）

保険年齢	生年月日	①基本プラン				
		本人（1口～5口）				
		配偶者（1口～3口）			4口 (4,000円)	5口 (5,000円)
		1口 (1,000円)	2口 (2,000円)	3口 (3,000円)		
15～19歳	H17.5.2～ H21.11.1生	1,018円	2,036円	3,054円	4,072円	5,090円
20～24歳	H12.5.2～ H17.5.1生	1,265円	2,530円	3,795円	5,060円	6,325円
25～29歳	H7.5.2～ H12.5.1生	1,435円	2,870円	4,305円	5,740円	7,175円
30～34歳	H2.5.2～ H7.5.1生	1,494円	2,988円	4,482円	5,976円	7,470円
35～39歳	S60.5.2～ H2.5.1生	1,477円	2,954円	4,431円	5,908円	7,385円
40～44歳	S55.5.2～ S60.5.1生	1,617円	3,234円	4,851円	6,468円	8,085円
45～49歳	S50.5.2～ S55.5.1生	1,841円	3,682円	5,523円	7,364円	9,205円
50～54歳	S45.5.2～ S50.5.1生	2,276円	4,552円	6,828円	9,104円	11,380円
55～59歳	S40.5.2～ S45.5.1生	2,846円	5,692円	8,538円	11,384円	14,230円
60～64歳	S35.5.2～ S40.5.1生	3,787円	7,574円	11,361円	15,148円	18,935円
65～69歳	S30.5.2～ S35.5.1生	5,298円	10,596円	15,894円	21,192円	26,490円
70～74歳	S25.5.2～ S30.5.1生	6,969円	13,938円	20,907円	27,876円	34,845円
子ども 3～22歳	H14.5.2～ R4.5.1生	1,070円	2,140円	3,210円	—	—

②上乗せ入院オプション保障				
生活習慣病入院保障（上乗せAプラン）				
本人（1口～5口）				
配偶者（1口～3口）			4口 (4,000円)	5口 (5,000円)
1口 (1,000円)	2口 (2,000円)	3口 (3,000円)		
124円	248円	372円	496円	620円
124円	248円	372円	496円	620円
124円	248円	372円	496円	620円
165円	330円	495円	660円	825円
224円	448円	672円	896円	1,120円
329円	658円	987円	1,316円	1,645円
506円	1,012円	1,518円	2,024円	2,530円
736円	1,472円	2,208円	2,944円	3,680円
1,023円	2,046円	3,069円	4,092円	5,115円
1,529円	3,058円	4,587円	6,116円	7,645円
2,211円	4,422円	6,633円	8,844円	11,055円
3,199円	6,398円	9,597円	12,796円	15,995円
子どもは加入できません。				

※記載の保険料は、主契約の被保険者数（配偶者・子どもは含みません）が100～199名の場合の概算半年払保険料です。
加入者数が増減した場合には保険料も変動します。正規保険料は申込締切後算出し、初回保険料より適用します。

半年払保険料（概算）

保険年齢	生年月日	②上乗せ入院オプション保障										③一時金オプション保障	
		ガン・女性疾病入院保障（上乗せBプラン）										三大疾病 一時金保障 (Cプラン)	介護状態 一時金保障 (Dプラン)
		<男性>					<女性>						
		本人（1口～5口）					本人（1口～5口）					本人・配偶者	本人・配偶者
		配偶者（1口～3口）					配偶者（1口～3口）						
1口 (1,000円)	2口 (2,000円)	3口 (3,000円)	4口 (4,000円)	5口 (5,000円)	1口 (1,000円)	2口 (2,000円)	3口 (3,000円)	4口 (4,000円)	5口 (5,000円)	1口 (100万円)	1口 (100万円)		
15～19歳	H17.5.2～ H21.11.1生	64円	128円	192円	256円	320円	394円	788円	1,182円	1,576円	1,970円	290円	60円
20～24歳	H12.5.2～ H17.5.1生	64円	128円	192円	256円	320円	641円	1,282円	1,923円	2,564円	3,205円	290円	60円
25～29歳	H7.5.2～ H12.5.1生	64円	128円	192円	256円	320円	758円	1,516円	2,274円	3,032円	3,790円	530円	60円
30～34歳	H2.5.2～ H7.5.1生	70円	140円	210円	280円	350円	747円	1,494円	2,241円	2,988円	3,735円	1,060円	60円
35～39歳	S60.5.2～ H2.5.1生	82円	164円	246円	328円	410円	699円	1,398円	2,097円	2,796円	3,495円	1,940円	60円
40～44歳	S55.5.2～ S60.5.1生	129円	258円	387円	516円	645円	700円	1,400円	2,100円	2,800円	3,500円	3,120円	180円
45～49歳	S50.5.2～ S55.5.1生	200円	400円	600円	800円	1,000円	782円	1,564円	2,346円	3,128円	3,910円	4,880円	350円
50～54歳	S45.5.2～ S50.5.1生	329円	658円	987円	1,316円	1,645円	870円	1,740円	2,610円	3,480円	4,350円	6,760円	880円
55～59歳	S40.5.2～ S45.5.1生	505円	1,010円	1,515円	2,020円	2,525円	970円	1,940円	2,910円	3,880円	4,850円	10,350円	1,470円
60～64歳	S35.5.2～ S40.5.1生	758円	1,516円	2,274円	3,032円	3,790円	1,111円	2,222円	3,333円	4,444円	5,555円	15,640円	2,350円
65～69歳	S30.5.2～ S35.5.1生	1,058円	2,116円	3,174円	4,232円	5,290円	1,376円	2,752円	4,128円	5,504円	6,880円	22,400円	4,060円
70～74歳	S25.5.2～ S30.5.1生	1,211円	2,422円	3,633円	4,844円	6,055円	1,658円	3,316円	4,974円	6,632円	8,290円	38,460円	7,290円
こどもは加入できません。											こどもは加入できません。		

※記載の保険料は、主契約の被保険者数（配偶者・こどもは含みません）が100～199名の場合の概算半年払保険料です。
加入者数が増減した場合には保険料も変動します。正規保険料は申込締切後算出し、初回保険料より適用します。

お 取 り 扱 い 内 容

基本保障

医療保障特約

健康で正常に勤務されている日本鍼灸師会の会員および健康で正常に日常生活を営んでいるその配偶者・子どもで、2024年11月1日現在、以下に該当する方。

加入資格

本人 満15歳以上70歳6か月以下（昭和29年5月2日～平成21年11月1日生まれ）の方。
配偶者 満18歳以上70歳6か月以下（昭和29年5月2日～平成18年11月1日生まれ）の方。
子ども 2歳6か月超22歳6か月以下（平成14年5月2日～令和4年5月1日生まれ）の方。

本人 満15歳以上65歳6か月以下（昭和34年5月2日～平成21年11月1日生まれ）の方。
配偶者 満18歳以上65歳6か月以下（昭和34年5月2日～平成18年11月1日生まれ）の方。
子ども 2歳6か月超22歳6か月以下（平成14年5月2日～令和4年5月1日生まれ）の方。
 ※医療保障特約への加入には、基本保障への加入が必要です。

継続加入（本人・配偶者）

70歳6か月を超えて引き続き加入する場合は、更新時75歳6か月以下（昭和24年5月2日以降生まれ）の方まで継続加入できます。ただし、保険金額は既加入保険金額以下、かつ、100万円以下となります。増額はできません。

継続加入（本人・配偶者）

65歳6か月を超えて引き続き加入する場合は、更新時74歳6か月以下（昭和25年5月2日以降生まれ）の方まで継続加入できます。増額はできません。

※一旦加入すれば、その後病気になられても、原則として、加入資格を満たす限り同額以下の保障額で継続できます。

配偶者・子どもの加入

- 配偶者とは、公的医療保険制度（健康保険）の加入者で、かつ、本人と同一戸籍の方です。
- 子どもとは、本人が加入する公的医療保険制度（健康保険）の被扶養者で、かつ、同一戸籍の方です。
- 配偶者・子どものお申し込みにあたっては、被保険者となることへの同意および本人の加入が必要です。また、本人の保険金額・口数を超えることはできません。
- 夫婦ともに本人加入資格を満たす場合には、それぞれ本人資格として加入してください。配偶者としての加入はできません。
- 子どもが加入する場合は、加入資格のある子どもは全員加入してください。また、保険金額・口数は全員同一としてください。
- 医療保障特約は、配偶者がオプション保障に加入する場合は、本人の当該オプション保障への加入が必要です。なお、子どもはオプション保障には加入できません。

責任開始期（加入日）

- 2024年11月1日

受取人

- 死亡保険金受取人は、申込書にて指定できます。指定なしの場合は保険約款に記載の順位（被保険者の配偶者、子（子が死亡している場合には、その直系卑属）、父母、祖父母、兄弟姉妹の順位）となります。
- ※遺言による死亡保険金受取人の変更はできません。
- 災害保険金の受取人は、死亡保険金受取人です。
- 高度障害保険金・障害給付金・入院給付金の受取人は、被保険者です。

- 各給付金の受取人は家族分も含めて本人（主契約の被保険者）となります。
- ※本人の給付金支払いに際し、提出された診断書上に対象となる傷病名が記載されていれば、本人が了知している（告知を受けている）ものとして本人に各給付金をお支払いします。
- 【代理請求人について】
- Cプランの三大疾病診断給付金、Dプランの介護給付金については、申込書にて代理請求人の指定が可能です。詳細は「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」をご確認ください。

脱退

- （公社）日本鍼灸師会を脱退（死亡・高度障害（医療保障特約は死亡のみ）を含む）された場合、当制度から脱退となります。
- 本人が脱退（死亡・高度障害（医療保障特約は死亡のみ）を含む）された場合、配偶者・子どもも同時に脱退となります。
- 脱退された場合、保険料払込期間の最終日で保障が終了します。

中途変更 掛金（保険料）の払込

- 5月1日加入のみ取り扱います。脱退（脱会を除く）・金額変更はできません。

- お取り扱いできません。

- 毎年4月・10月の各6日（休日の場合は翌営業日）に所定の金融機関口座から収納事務代行会社の大樹収納サービス（株）により自動振替されます。振替ができなかった場合は翌月に再度振替し、2か月連続で振替できなかった場合は振替ができなかった月に遡って脱退となります。

税法上の取り扱い

- お払い込みいただいた掛金から制度運営費、災害保障特約の保険料および配当金を控除した額は一般生命保険料控除の対象です。（所得税法第76条）
- 本人の死亡保険金・災害保険金は、保険金受取人が本人の法定相続人のとき、「500万円×法定相続人数」まで非課税です。（相続税法第3条、同第12条）
- 被保険者が受け取る高度障害保険金、各給付金は非課税です。（所得税法施行令第30条）

- お払い込みいただいた保険料は介護医療保険料控除の対象です。（所得税法第76条）
- 本人（主契約の被保険者）が受け取る各給付金は非課税です。（所得税法施行令第30条）

※2024年4月現在の税制に基づく記載です。今後税制改正が行われた場合には、記載の内容と相違することがあります。個別の取り扱いについては、税理士または所轄の税務署・国税局へご確認ください。控除証明書の発行を希望される方は、日鍼会事務局までご連絡ください。

医療保障特約

用語の定義

【入院】

医師(保険会社が特に認めた柔道整復師法に定める柔道整復師を含む)による治療(柔道整復師による施術を含む)が必要であり、かつ、自宅などでの治療が困難なため、所定の「病院または診療所」に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

(注) 治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術等による入院は、「治療を目的とする入院」には該当しません。

【病院または診療所】

「病院または診療所」とは、医療法に定める日本国内にある病院または診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、保険会社が特に認めた柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)またはこれと同等と保険会社が認めた日本国外にある医療施設とします。

- その被保険者についての責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とし、保険期間中に開始した入院であることを要します。

(注) 被保険者がこの保険契約の更新後に、その被保険者についての責任開始期前に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、その被保険者についての責任開始の日から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はその被保険者についての責任開始期以後の原因によるものとみなします。

- 2回以上入院された場合

被保険者が入院給付金のお支払い事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病が、同一か医学上重要な関係があると保険会社が認めたときは、1回の入院とみなします。ただし、入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して、180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。

- 入院した原因が複数である場合

被保険者が入院給付金のお支払い事由に該当する入院を開始したときまたは入院中に次のいずれかの事由に該当した場合には、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病により、継続して入院したものとみなします。

- ① その入院開始の直接の原因となった不慮の事故と異なる不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき、または疾病を併発していたときもしくは併発したとき
- ② その入院開始の直接の原因となった疾病と異なる疾病を併発していたときもしくは併発したとき、または不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき

- 転入院または再入院した場合

入院給付金のお支払いについて、被保険者が転入院または再入院をした場合には、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、保険会社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなします。

- 入院中に保険期間が満了した場合

被保険者が入院給付金のお支払い事由に該当する入院中に保険期間が満了し、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分を更新しない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。

主契約の入院給付金に関する補足

医療保障保険契約内容登録制度

「医療保障保険契約内容登録制度」に基づく、他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について

無配当医療保障保険(団体型)、医療保障保険(団体型)または医療保障保険(個人型)(以下「医療保障保険」といいます。)にご契約いただいた場合、当社(大樹生命保険株式会社)は、生命保険制度が健全に運営され、入院給付金等のお支払いが正しく確実に行なわれるよう、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

「医療保障保険契約内容登録制度」について

あなたのご契約内容が登録されます。

- 当社は、(一社)生命保険協会および(一社)生命保険協会加盟の他の各生命保険会社(以下「各生命保険会社等」といいます。)とともに、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、当社の医療保障保険契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。
- 医療保障保険契約のお申し込みがあった場合、当社は(一社)生命保険協会に、医療保障保険契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。
- (一社)生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険契約のお申し込みがあった場合、(一社)生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とさせていただきます。なお、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただく期間は、契約日から医療保障保険契約の消滅時までとします。
- 各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開しません。
- 当社の医療保障保険契約に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。保険契約者または被保険者は、当社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア)～オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続に従い、利用停止または消去を求めることができます。上記各手続の詳細については、当社の担当者にお問い合わせください。

ア) 当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
イ) 当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
ウ) 本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
エ) 当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合
オ) 本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合

【登録事項】
(1) 被保険者の氏名、生年月日および性別 (2) 保険契約の種類(医療保障保険)
(3) 治療給付率 (4) 入院給付金日額
(5) 保険契約の種類が無配当医療保障保険(団体型)または医療保障保険(団体型)の場合、保険契約者名
(6) 保険契約の種類が医療保障保険(個人型)の場合、保険契約者の住所(市・区・郡まで) (7) 契約日
その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。

- ※ 「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、(一社)生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。
- ※ 「医療保障保険契約内容登録制度」の最新の内容については、当社ホームページ(https://www.taiju-life.co.jp/personal/seiho/medical_security.htm)をご確認ください。

特に重要なお知らせ（契約概要） 団体定期保険

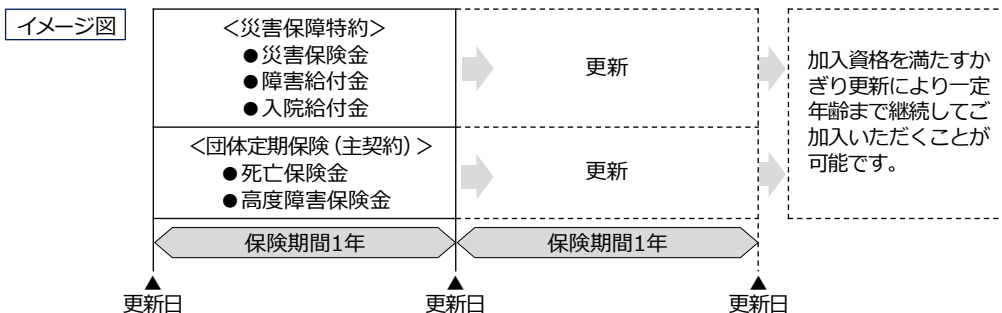
この『特に重要なお知らせ（契約概要）』は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。ご加入前に必ずお読みいただき、申込者全員（配偶者および子どもを含む）が内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。また「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」についてもご確認ください。

①商品名称

災害保障特約付子ども災害保障特約付子ども特約付団体定期保険

②商品の特徴

この保険は、企業・団体を保険契約者とし、その従業員・所属員等の方について、万一のときの保障を確保するためにご加入いただく団体保険です。保険期間1年の定期保険で、加入資格を満たすかぎり更新により一定年齢まで継続してご加入いただくことが可能です。



※掛金、加入資格等の制度内容は当パンフレットの該当箇所をご参照ください。

※加入保険金額は当パンフレットの該当箇所より選択してご加入ください。

③保険期間について

- 2024年11月1日～2025年10月31日までの1年間。以後、1年ごとに更新していきます。
- 中途加入の責任開始期は中途加入日となり、保険期間は中途加入日より2025年10月31日までです。以後、1年ごとに更新していきます。
- 更新時において特段のお申し出がない場合には、保険契約の更新日を基準として1年ごとに更新され、更新限度の年齢まで更新が可能です。更新の限度につきましては当パンフレットの該当箇所をご参照ください。
- 脱退された場合、保険料払込期間の最終日で保障が終了します。

④保険金・給付金をお支払いする場合について

■ 死亡保険金

保険期間中に死亡した場合にお支払いします。

■ 高度障害保険金

責任開始期以後の傷害または疾病を直接の原因として、保険期間中に所定の高度障害状態のうちいずれかに該当する状態になった場合にお支払いします。

◆ 所定の高度障害状態

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

■ 災害保険金

つぎのいずれかに該当した場合にお支払いします。

- (1) 責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内、かつ、保険期間中に死亡した場合
- (2) 責任開始期以後に発病した所定の感染症を直接の原因として保険期間中に死亡した場合

◆ 所定の感染症

コレラ、腸チフス、パラチフスA、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、ペスト、ジフテリア、急性灰白髄炎<ポリオ>、ラッサ熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグウイルス病、エボラウイルス病、痘瘡、重症急性呼吸器症候群[SARS]（ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り。）

※新型コロナウイルス感染症は5類感染症のため所定の感染症には該当しません。

■ 障害給付金

責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内、かつ、保険期間中に別表の給付割合表に定めるいずれかの身体障害の状態に該当した場合に、災害保険金に給付割合表に定める給付割合を乗じて得られる金額をお支払いします。

■ 入院給付金

責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日から起算して180日以内、かつ、保険期間中に日本における病院または診療所およびこれと同等とみなされる日本国外の医療施設で入院を開始し、入院日数が5日以上となった場合に、120日分（更新前の入院日数を含みます。）を限度として、災害保険金額の1,000分の1.5に入院日数を乗じて得られる金額を1日目からお支払いします。

※死亡保険金・高度障害保険金のいずれかが支払われた場合には保障は終了します。死亡保険金と高度障害保険金は重複してお支払いいたしません。

※保険金・給付金をお支払いできない場合については、「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」をご確認ください。

⑤掛金について

掛金は、毎年の更新時に加入状況・加入者の年齢等に基づき算出し、更新日から適用します。
掛金は、当パンフレットの該当箇所をご参照ください。

⑥配当金について

この保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお支払いします。
配当金は、ご加入者数、加入率、支払保険金・給付金額の多少、引受保険会社の決算等により毎年変動しますので、将来のお支払いをお約束するものではありません。

⑦返戻金について

この保険には、脱退による返戻金はありません。

⑧お手続きおよびご照会、ご相談・苦情窓口について

「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」をご参照ください。

⑨引受保険会社

この保険は、保険契約者が指定する複数の生命保険会社が共同で引き受けることができる契約形態の団体保険です。事務幹事会社が他の引受保険会社から委託を受けて事務を行います
が、引受保険会社は各ご加入者の加入保険金額等のうち、その引受割合による保険契約上の責任を連帯することなく負います。なお、引受保険会社および引受割合は2024年5月1日現在のものであり今後変更することがあります。

<引受保険会社（カッコ内は引受割合）>

大樹生命保険株式会社（100%）本店：〒100-8123 東京都千代田区大手町2-1-1

別表 給付割合表

等級	身体障害	災害保険金に対する給付割合
第1級	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	100%
第2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10. 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	70%
第3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの 16. 10足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	50%
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）のうち少くとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1足の5足指を失ったもの	30%

等級	身体障害	災害保険金に対する給付割合
第5級	28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. 1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）を失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の3手指を失ったもの 31. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）の用を全く永久に失ったもの 32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36. 脊柱（頸椎を除く）に運動障害を永久に残すもの	15%
第6級	37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1下肢を永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）の用を全く永久に失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）以外の1手指または2手指を失ったもの 42. 1足の第1指（母指）または他の4足指を失ったもの 43. 1足の第1指（母指）を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	10%

特に重要なお知らせ（契約概要）無配当医療保障保険（団体型）

この『特に重要なお知らせ（契約概要）』は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。ご加入前に必ずお読みいただき、申込者全員（配偶者および子どもを含む）が内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

また「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」についてもご確認ください。

①商品名称

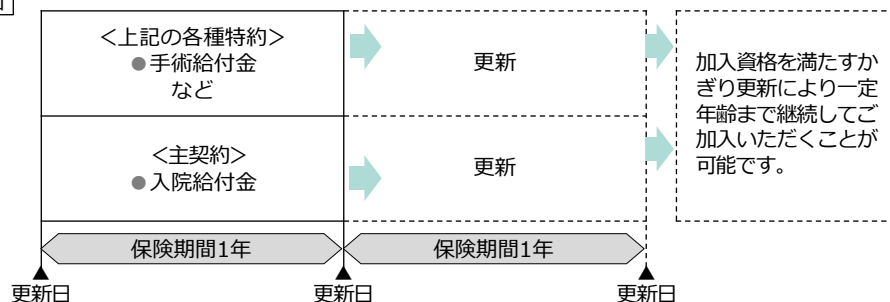
この制度は、無配当医療保障保険（団体型）（以下「主契約」）および以下の特約により運営されます。

【特約】 家族特約（配偶者用）、家族特約（子ども用）、短期入院特約、手術給付特約、生活習慣病入院特約、生活習慣病短期入院特約、生活習慣病手術給付特約、ガン入院特約、ガン短期入院特約、ガン手術給付特約、女性疾病入院特約、女性疾病短期入院特約、女性疾病手術給付特約、三大疾病診断給付特約、介護給付特約

②商品の特徴

この保険は、企業・団体を保険契約者とし、その従業員・所属員等の方について、病気やケガによる所定の入院等の保障を確保するためにご加入いただく団体保険です。保険期間1年の保険で、加入資格を満たすかぎり更新により一定年齢まで継続してご加入いただくことが可能です。

イメージ図



※保障内容、保険料、加入資格等の制度内容は当パンフレットの該当箇所をご参照ください。

※加入する入院給付金日額は当パンフレットの該当箇所より選択してご加入ください。

③保険期間について

- 2024年11月1日～2025年10月31日までの1年間です。以後、1年ごとに更新していきます。
- 更新時において特段のお申し出がない場合には、保険契約の更新日を基準として1年ごとに更新され、更新限度の年齢まで更新が可能です。更新の限度につきましては当パンフレットの該当箇所をご参照ください。
- 脱退された場合、保険料払込期間の最終日で保障が終了します。

④給付金をお支払いする場合について

給付金をお支払いする主な事由は〔別表〕【お支払い内容の詳細】のとおりです。

⑤保険料について

保険料は、毎年の更新時に加入状況・加入者の年齢等に基づき算出し、更新日から適用します。保険料、払込方法は当パンフレットの該当箇所をご参照ください。

⑥配当金について

この保険には配当金はありません。

⑦返戻金について

この保険には、脱退による返戻金はありません。

⑧お手続きおよびご照会、ご相談・苦情窓口について

「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」をご参照ください。

⑨引受保険会社

この保険の引受保険会社は、以下のとおりです。

大樹生命保険株式会社（引受割合100%）

本店：〒100-8123 東京都千代田区大手町 2-1-1

〔別表〕【お支払い内容の詳細】

		給付金（特約名）	支払事由と金額	支払限度等
基本プラン			責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に、治療を目的として入院をしたときまたは手術を受けたとき、それぞれの給付金を支払います。	
		短期入院給付金（短期入院特約）	1泊2日以上入院をしたとき 入院給付金日額×入院日数（4日分まで）	1入院につき4日分、 通算60日分
		入院給付金（主契約）	継続して5日以上入院したとき 入院給付金日額×（入院日数－入院開始日からその日を含めて4日）	1入院につき120日分、 通算700日分
		手術給付金（手術給付特約）	所定の手術を受けたとき、手術1回につき 手術の種類に応じて入院給付金日額の40倍・20倍・10倍	同時に2種類以上の手術を受けた場合には、最も給付倍率の高いいずれか1種類の手術を受けたものとみなします。
生活習慣病入院保障 上乗せAプラン			責任開始期以後に発病した所定の生活習慣病（ガン・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患）を直接の原因として、保険期間中に、治療を目的として入院をしたときまたは手術を受けたとき、それぞれの給付金を支払います。	
		生活習慣病短期入院給付金（生活習慣病短期入院特約）	1泊2日以上入院をしたとき 生活習慣病入院給付金日額×入院日数（4日分まで）	1入院につき4日分、 通算60日分
		生活習慣病入院給付金（生活習慣病入院特約）	継続して5日以上入院したとき 生活習慣病入院給付金日額×（入院日数－入院開始日からその日を含めて4日）	1入院につき120日分、 通算700日分
		生活習慣病手術給付金（生活習慣病手術給付特約）	所定の手術を受けたとき、手術1回につき 手術の種類に応じて生活習慣病入院給付金日額の40倍・20倍・10倍	同時に2種類以上の手術を受けた場合には、最も給付倍率の高いいずれか1種類の手術を受けたものとみなします。

（次ページへ続く）

〔別表〕 【お支払い内容の詳細】 (続き)

		給付金 (特約名)	支払事由と金額	支払限度等
ガン・女性疾病入院保障	上乗せBプラン(男性)	責任開始期以後に発病した所定のガンを直接の原因として、保険期間中に、治療を目的として入院をしたときまたは手術を受けたとき、それぞれの給付金を支払います。		
		ガン短期入院給付金 (ガン短期入院特約)	1泊2日以上入院をしたとき ガン入院給付金日額×入院日数 (4日分まで)	1入院につき4日分、 通算60日分
		ガン入院給付金 (ガン入院特約)	継続して5日以上入院したとき ガン入院給付金日額×(入院日数-入院開始日からその日を含めて4日)	1入院につき120日分、 通算700日分
	ガン手術給付金 (ガン手術給付特約)	所定の手術を受けたとき、手術1回につき手術の種類に応じてガン入院給付金日額の40倍・20倍・10倍	同時に2種類以上の手術を受けた場合には、最も給付倍率の高いいずれか1種類の手術を受けたものとみなします。	
	上乗せBプラン(女性)	責任開始期以後に発病した所定の女性疾病 (ガン・女性特有の疾病) *を直接の原因として、保険期間中に、治療を目的として入院をしたときまたは手術を受けたとき、それぞれの給付金を支払います。 * 女性疾病…「悪性新生物、乳房・女性性器または泌尿器の良性新生物、性状不詳または不明の新生物、乳房および女性性器の疾患、妊娠・分娩および産じょく<褥>の合併症、卵巣機能障害、泌尿器系の疾患、貧血、甲状腺の疾患、循環器系の疾患、消化器系の疾患、慢性関節リウマチ」のうち所定の疾病		
		女性疾病短期入院給付金 (女性疾病短期入院特約)	1泊2日以上入院をしたとき 女性疾病入院給付金日額×入院日数 (4日分まで)	1入院につき4日分、 通算60日分
女性疾病入院給付金 (女性疾病入院特約)		継続して5日以上入院したとき 女性疾病入院給付金日額×(入院日数-入院開始日からその日を含めて4日)	1入院につき120日分、 通算700日分	
女性疾病手術給付金 (女性疾病手術給付特約)	所定の手術を受けたとき、手術1回につき手術の種類に応じて女性疾病入院給付金日額の40倍・20倍・10倍	同時に2種類以上の手術を受けた場合には、最も給付倍率の高いいずれか1種類の手術を受けたものとみなします。		

		給付金 (特約名)	支払事由
三大疾病一時金保障	Cプラン	三大疾病診断給付金 (三大疾病診断給付特約)	責任開始期以後保険期間中に以下に該当した場合にお支払いします。 ①所定のガン (注) に罹患したと医師によって病理組織学的所見 (生検) により診断確定されたとき ②所定の急性心筋梗塞を発病し、60日以上労働制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき (労働制限を必要とする状態とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。) ③所定の脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日から起算して60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき 三大疾病診断給付金はお支払いの条件に合致した都度お支払いします。ただし、ガンを原因として三大疾病診断給付金が支払われた場合で、当該給付金の支払いの原因となったガンおよび当該ガンから転移したと確認されたガン (原発巣 (最初にガンが発生した場所) が同じであると保険会社が認めたガン) については、三大疾病診断給付金を支払いません。 また、急性心筋梗塞または脳卒中を原因として三大疾病診断給付金が支払われた場合には、当該給付金の支払いの原因となった急性心筋梗塞または脳卒中 (これらと医学上重要な関係があると保険会社が認めた疾病を含みます。) については三大疾病診断給付金を支払いません。 (注) 以下のガンは対象となりません。 (1) 責任開始の日からその日を含めて90日の間に診断確定された乳房の悪性新生物 (2) 上皮内ガン (3) 皮膚ガン (皮膚の悪性黒色腫を除く)
	Dプラン	介護給付金 (介護給付特約)	責任開始期以後に発生した傷害または発症した疾病を直接の原因として、保険期間中に「寝たきり」や「認知症」により、所定の要介護状態 (公的介護保険の認定基準とは異なります) が180日以上継続したとき介護給付金をお支払いします。 介護給付金が支払われた場合には、その被保険者についての特約は消滅します。

- ※配偶者 (基本プラン、上乗せA・Bプラン、C・Dプラン) と子ども (基本プランのみ) については、家族特約 (配偶者用・子ども用) による給付金になります。
- ※給付金をお支払いできない場合があります。詳細は「特に重要なお知らせ (注意喚起情報)」の「保険金・給付金をお支払いできない場合について」をご覧ください。
- ※各種給付金 (主契約部分を除く) の支払対象となる疾病および各種手術給付金の支払対象となる手術の種類・給付倍率については、大樹生命ホームページを参照願います。
https://www.taiju-life.co.jp/for_corporations/guidebook/
- ※各給付金の支払限度日数については、契約が更新された場合にも更新前の支払日数 (1入院、通算とも) が引き継がれます。
- ※各特約の通算支払限度に達した場合には、その特約は消滅します。

特に重要なお知らせ（注意喚起情報）共通

この『特に重要なお知らせ（注意喚起情報）』は、ご加入のお申し込みの際に特にご注意いただきたい事項を記載しております。ご加入前に必ずお読みいただき、申込者全員（配偶者および子どもを含む）が内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。また、「特に重要なお知らせ（契約概要）」についてもご確認ください。

告知に関する重要事項

以下の事項は、加入申込者ご本人に正しく告知いただくため重要なことについて記載しております。告知を行う前に必ずご確認ください。告知書は重要な書類であるため、申込者ご自身で必ず写しをとり、保管してください。

※新規加入および増額申込み以降で、責任開始期までに告知に該当する事項が生じた場合には、告知書の提出が必要となります。

① 健康状態について、加入申込者ご本人が有るのままを告知してください（告知義務）。

現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知といい、加入申込者ご本人には告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が掛金（保険料）を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方等が無条件に加入された場合、掛金（保険料）負担の公平性が保たれません。ご加入のお申し込みにあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障がい状態等、「告知書」で引受保険会社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。また、告知に関する各重要事項につきましては、配偶者や子どもが加入される場合には、その配偶者や子どもにも内容を周知いただきますようお願いいたします。

② 生命保険会社の職員・保険契約者等の職員等へお話しただいても告知したことになります。

生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）・保険契約者等の職員等は告知を受領する権利がなく、口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。告知をされる場合は、引受保険会社所定の書面「告知書」をご提出ください。

③ 傷病歴があった場合にも、全てのお申し込みをお断りするものではありません。

引受保険会社では、保険契約者間の公平性を保つため、加入申込者のお身体の状態すなわち保険金・給付金のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っております。傷病歴等がある場合でも、その内容によってはお引受けすることがありますので、ありのままに正確に告知してください。

④ 告知義務に違反された場合、ご契約を解除させていただき、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。

告知いただくことからは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。解除した場合には、保険金・給付金はお支払いできません。また、すでに払い込まれた掛金（保険料）は返金されません。なお、上記の場合以外にも、ご加入時の状況等により、保険金・給付金が支払われない場合があります。例えば、「現在の医療水準で

は治療が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にも取消しとなる場合があります。また、取消しとなった場合にはすでに払い込まれた掛金（保険料）は返金されません。

ご加入にあたっての重要事項

① お申し込みの撤回について

この保険へのご加入のお申し込みの撤回はお取り扱いができない場合もありますので、保険契約者へお問い合わせください。

② 責任開始期について

- ご提出いただいた加入申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合、引受保険会社は所定の「加入（増額）日」から保険契約上の責任を負います。ただし、所定の要件（加入者数等）を満たさない場合、保険契約は効力を発生しません。（更新できません。）
- 生命保険会社職員・代理店等には保険への加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

③ 遺言による死亡保険金受取人の変更について（団体定期保険）

遺言による死亡保険金受取人の変更はできません。

④ 保険金・給付金をお支払いできない場合について

次のような場合には、解除または免責等となり、保険金・給付金をお支払いできませんので、お申し込みの際に、特にご注意ください。また、増額された場合には、増額部分についても適用されます。

1. 解除等によりお支払いできない場合

- 告知していただいた内容が事実と相違し、告知義務違反により保険契約またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
- 保険契約者、被保険者または保険金・給付金受取人が、保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こしたときや暴力団関係者・その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由により保険契約またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
- 保険契約者または被保険者に詐欺の行為または保険金・給付金の不法取得目的があつて保険契約またはその被保険者に対する部分が取消しまたは無効とされたとき

2. 免責等によりお支払いできない場合

【団体定期保険】

<死亡保険金、高度障害保険金について>

- ①被保険者が加入から1年以内に自殺したとき
- ②保険契約者または保険金受取人の故意によるとき
- ③被保険者が故意に高度障害状態となったとき
- ④戦争、その他の変乱によるとき（ただし、その程度に応じて、保険金を全額または削減してお支払いすることがあります）
- ⑤高度障害保険金の原因となる疾病・傷害が加入（増額）日前に生じていたとき。なお、その疾病や傷害等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません（下図を参照ください）

▼加入(増額)日



<災害保険金、障害給付金、入院給付金について>

- ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
- ②保険金・給付金受取人の故意または重大な過失によるとき
- ③被保険者の犯罪行為によるとき
- ④被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき
- ⑤被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
- ⑥被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
- ⑦被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
- ⑧地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度に応じて、保険金・給付金を全額または削減してお支払いすることがあります）
- ⑨保険金・給付金の原因となる疾病・傷害が加入日前に生じていたとき。なお、その疾病や傷害等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません

【無配当医療保障保険(団体型)】

- (短期)入院給付金・手術給付金…①～⑩が該当
 - 生活習慣病(短期)入院給付金・生活習慣病手術給付金・ガン(短期)入院給付金・ガン手術給付金・女性疾病(短期)入院給付金・女性疾病手術給付金・三大疾病診断給付金…⑩が該当
 - 介護給付金…①、②、⑦、⑨～⑪が該当
- ①保険契約者、被保険者または給付金受取人の故意または重大な過失によるとき
 - ②被保険者の犯罪行為によるとき
 - ③被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき
 - ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
 - ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
 - ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき

- ⑦被保険者の薬物依存によるとき
 - ⑧地震、噴火、津波によるとき（ただし、その程度に応じて、給付金を全額または削減してお支払いすることがあります）
 - ⑨戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度に応じて、給付金を全額または削減してお支払いすることがあります）
 - ⑩入院・手術等の原因となる疾病・傷害が加入（増額）日前に生じていたとき。なお、その疾病や傷害等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。ただし、加入（増額）日から起算して2年を経過した後に開始した入院・手術については、加入（増額）日以後の原因によるものとして入院給付金・手術給付金をお支払いします。
 - ⑪被保険者の自殺行為によるとき
- その他詳細については約款に基づき運営されます。

⑤ 返戻金について

「特に重要なお知らせ(契約概要)」をご参照ください。

⑥ 生命保険契約者保護機構について

この制度の引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご加入時の保険金額、給付金額、年金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

(お問い合わせ先) 生命保険契約者保護機構 TEL: 03-3286-2820

ホームページアドレス: <https://www.seihohogo.jp/>

⑦ 信用リスクについて

保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額、給付金額、年金額等が削減されることがあります。

⑧ 個人情報の取り扱いについて

本保険制度の運営にあたっては、公益社団法人日本鍼灸師会（以下、保険契約者）は、申込書類に記載の個人情報（氏名、性別、生年月日、健康状態等）を本保険制度の事務手続きのため使用し、保険契約者が保険契約を締結する引受保険会社（大樹生命保険株式会社（事務幹事会社）および共同取扱会社）へ提出します。

引受保険会社は受領した個人情報を各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、引受保険会社の関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、引受保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のために利用(注)し、また、保険契約者および他の引受保険会社に上記目的の範囲内で提供します。

なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き、保険契約者および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。引受保険会社は、今後、変更する場合があります。あるいは、再保険の取り扱いを行う場合もありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社、再保険会社にも提供されます。

(注) 保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

⑨お手続きおよびご照会、ご相談・苦情窓口について

■お手続きおよびご照会窓口について

この保険の「加入（金額変更）」「脱退」等のお手続き・契約内容等に関するご照会につきましては、保険契約者連絡先にお問い合わせください。

■保険金・給付金のお支払いに関するお手続きについて

●代理請求人について

三大疾病診断給付特約・介護給付特約に加入している主契約の被保険者が三大疾病診断給付金・介護給付金の支払事由に該当した場合で、当該被保険者が三大疾病診断給付金・介護給付金を請求できない特別な事情があるときは、当該被保険者の同意を得て所定の範囲内であらかじめ指定した「代理請求人」が、被保険者の代理人として請求することができます。代理請求人に対してお支払事由および代理請求ができる旨お伝えください。

※代理請求人として指定できるのは次のいずれかの方です。

- ①被保険者と同居または生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
- ②被保険者と同居または生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

※指定された代理請求人がご請求時に上記①②の条件に該当しない場合、指定は無効となります。また、加入時に指定した代理請求人は変更することができます。

※申込書に代理請求人の指定がない場合には代理請求はできません。

- 保険金・給付金のご請求は、保険契約者経由で行っていただく必要がありますので、保険金・給付金のお支払い事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに保険契約者連絡先にご連絡ください。
- お支払い事由が発生する事象、保険金・給付金をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、当パンフレットの該当箇所にも記載しておりますので、併せてご確認ください。
- 保険金・給付金のお支払い事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金のお支払い事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等には、すみやかに保険契約者連絡先にご連絡ください。

[保険契約者連絡先] 公益社団法人 日本鍼灸師会 事務局 03-5944-5089

■ご相談・苦情窓口について

この保険に関するご相談・苦情につきましては、引受保険会社連絡先にお申し出ください。

[引受保険会社連絡先] 大樹生命保険株式会社 法人サポートグループ 03-6831-8867

⑩ 生命保険協会の「生命保険相談所」について

この商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（ホームページアドレス；<https://www.seiho.or.jp/>）

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

当パンフレットは、団体定期保険、無配当医療保障保険（団体型）に関して重要と思われる事項を抜粋して記載したものです。記載のない事項は保険約款に基づき運営されます。

